平成２９年（フ）第２２０号
群馬県高崎市和田多中町６番３号　拾番館309号
債務者　鈴木　大地
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３９４号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番４－604号
債務者　高井　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４０号
相模原市中央区共和１丁目12番12号　セントラルコーワ205
債務者　角田　朝夫
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６６号
相模原市南区下溝1063番地15　レオパレスシヴⅡ102
債務者　佐々木正之
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６７号
相模原市中央区上矢部２丁目７番10号　イングランデ・サガミ301
債務者　杉田　真広
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６８号
相模原市緑区与瀬1347番地４
債務者　安藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７２号
相模原市中央区上溝３丁目10番11号
債務者　三枝　里奈（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９２号
神奈川県座間市座間２丁目214番地の１　グリーンコート103号
債務者　酒井　英二
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０１号
神奈川県座間市立野台２丁目22番３号
債務者　金藤　俊次
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８３号
愛知県知多郡武豊町字廻間１番地１　県営廻間住宅３棟305号
債務者　田辺二三江
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
長野市大字柳原2019番地８　堀アパート101
債務者　村上　勝三
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２０号
京都市北区紫野南花ノ坊町34番地
債務者　加藤　昇一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２２号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島７棟101号、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島４棟104号
債務者　西森　和美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
京都府福知山市桔梗が丘２丁目30番地
債務者　松山みどり
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第９８９号
堺市東区南野田145番地４　（４棟101号）、前住所堺市東区大美野160番地１　ルミナス大美野205号
債務者　森本　健一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００１号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地217、前住所堺市美原区太井608番地１
債務者　村田　政行
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００２号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地217、前住所堺市美原区太井608番地１
債務者　村田　多栄
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係